

第2回 規制制度改革ワーキングチーム 議事要旨

1. 日時：平成28年12月 5日（月） 16:00 ～ 18:00
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 11階 共用第1特別会議室

議事

開会

1. 行政手続・民間取引IT化の目指すべき方向と課題
2. 今後の進め方

閉会

○IT総合戦略室 第2回「規制制度改革ワーキングチーム」を開催させていただきます。

本日は御多忙中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出欠でございますけれども、金丸構成員が御欠席ということでございます。その他の構成員の方々については、皆さん御出席いただいております。

それでは、これ以降の議事進行は、主査にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○主査 皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

ちょっと振り返りでございますけれども、前回、全数調査の分析を発表していただき、アクションプランに結びつけたいというお話をいただいたのですが、前回の皆様からのフィードバックが、余り急ぎ過ぎないで、もうちょっと大局的なビジョンやゴール等、何を指すのかというあたりを再確認してからやったほうがいいだろうというのが、大ざっぱに言って、皆さんからいただいたフィードバックだったかというように思われます。深く反省し、それをちゃんとやろうということで、それを踏まえて、本日は行政手続や民間取引のIT化に係る目指すべき方向と、それを踏まえた本ワーキングチームの今後の検討方針と課題を中心に議論していただき、その上で、最終的に何を具体的にやるのかというところを詰めないでだめですので、それはいずれやらないといけないし、ある程度のスピード感も必要なのですが、そもそものところをきちんと踏まえた上で、その先に行きたいというようなことでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

資料確認を事務局のほうからお願いします。

○IT総合戦略室 それでは、資料を確認させていただきます。

「議事次第」の紙に加えまして、

資料1-1 行政手続・民間取引IT化の目指すべき方向（案）

資料1-2 マイナンバー制度・法人化番号について

資料1-3 行政手続・民間取引IT化の検討方針と課題（案）

資料2 規制制度改革ワーキングチーム 今後の進め方（案）

が入っております。

以上、よろしくお願いたします。

○主査 よろしいでしょうか。

それでは、議事に従って進めていきたいと思っております。

きょうは目指すべき方向と今後の検討方針・課題について御議論をいただきたいと思っております。その際、課題の議論に当たりましては、もう既に、ほぼ皆さん御理解をいただいているのではないかと思いますけれども、マイナンバーや法人番号の現状を正確に把握していただいた上で議論を進めると実りが多いのではないかと考えております。このため、きょうは資料1-1として目指すべき方向に係る資料、資料1-3として課題に係る資料に加えまして、資料1-2としてマイナンバー制度・法人番号の資料を事務局に用意していただきました。

本日は、これらについて、事務局からまとめて説明をいただいた後、まずは目指すべき方向について御議論をいただき、その次に検討方針と課題について、それぞれ質疑の時間を設けたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○IT総合戦略室 それでは、資料1-1に基づきまして、まずは目指すべき方向ということで、御説明させていただきたいと思っております。先ほど、主査から御説明がありましたように、前回、ビジョンとかゴールといった目指すべき方向を踏まえて、課題をちゃんと整理するよという御指摘を踏まえて、まずは目指すべき方向の案を作成させていただきましたので、これについて御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただいて、まずは全体の方向ということでございますが、まずはIT総合戦略室におきましても、規制改革推進会議もそうですけれども、政府全体の目標に向かって取り組むということでは全て一致していると思っております。

その中で、IT総合戦略本部会、あるいは本ワーキングチームにおきましては、青の下のところでございますけれども、特に「新たなIT基盤」、これは後ほど御説明しますが、マイナンバーなり、法人番号といったものにいかに使っていくか、あるいは、前回、説明をさせていただきましたけれども「全数調査」といったところを踏まえて、政府横断的にどういようにやっていくのかということを検討していきたいと思っております。

IT総合戦略本部全体では、世界最高水準のIT利活用社会を通じて、これらの目標、政府の大目標を達成していくということになりますが、「本日の議論」というところで、オレンジで点を引いておりますけれども、具体的には「画期的・効率的なサービス体験の提供」を目指していくことにしてはどうかということで、本日、ちょっと御説明をさせていただきますと思います。

一方、規制制度改革推進室のほうですが、こちらはもちろん制度改革、規制改革という観点から、特に重点分野を決めていって、大目標に向けていくということでございまして、本日も御出席いただいておりますけれども、規制改革推進室と連携しながら進めていきたいと考えております。

2ページ目にいきまして、まず「今後の行政手続IT化の基本的方向①（案）」ということでございます。もちろん我々もいろいろとITの利用に係る規制制度の改革ということを進めておるわけですが、行政手続に関しましては、単に規制制度を改革するという自身は目的ではなくて、オンライン化されなければいけないし、オンライン化されてもちゃんと利用しなければいけないと思っております。

そういった意味で、行政手続のオンライン化を推進するだけではなく、今、IT本部の中で別の電子行政部分会でも議論をしているわけですが、利用者視点の、サービスデザイン志向に基づく行政サービスを再構築していきたいということだと思っております。

その際このワーキングチームでは、先ほど申し上げましたように、新たなIT利活用基盤として、マイナンバー制度・法人番号が出てきておりますので、これを徹底活用すること

によって、デジタルによる画期的・効率的なサービス体験を提供するようにしていきたいと、こういうことではないかと思っています。

ここに書いてありますけれども、最新版の創造宣言でも、先ほど申し上げましたように、マイナンバーや法人番号を利活用していく、あるいは行政運営の効率化だけではなくて、利用者志向の電子行政サービスの実現を目指すというようなことを書いております。

こういったところを踏まえて、先ほど申し上げましたように、マイナンバー制度、あるいは法人番号によって、本人、あるいは事業者の同定が非常に容易になるということと、あとはシステム連携的に、国民、あるいは事業者を突合することが可能になる。これを使って、先ほど申し上げたような画期的・効率的なサービス体験を提供していくということにはどうかということでございます。

次のページでございます。

では、具体的に何を指すのかということで、②として書かせていただきました。画期的・効率的なサービス体験を提供するという目標のもとで、マイナンバー制度、あるいは法人番号を積極的に活用するということが、3つほど実現するということが目指したらどうかと。

1番目が「デジタルファーストの実現」。

2番目が「ワンストップの実現」。

3番目が「ワンスオンリー原則の実現」ということでございます。

下の図にありますように、画期的・効率的なサービス体験の提供をしていくということでは、まず、デジタルをどんどん推進していこうということです。現状でいうと、地方の手続きも含めてオンライン化をちゃんと推進するとともに、オンライン化だけではなくて、利用者が使いやすいように、手続き自体も見直していくために、現状から変えていかなければいけないということがあるだろうと思っています。

②としてワンストップ、特にフロント面でのことでございますが、事業者、あるいは国民に対して、画期的・効率的なサービス体験の提供をするということであると、特にマイナンバー、あるいは法人番号とかを活用すると、ワンストップでできるような仕組みが、よりやりやすくなってきているといったところをどんどん進めていこう。

③がワンスオンリー原則ということです。ワンスオンリーの原則というのは、一度行政に提出した資料は二度提出する必要がない仕組みです。すぐにはできませんが、目指すべき方向としては、システム間の連携を進めていって、同じような添付資料をできるだけ減らしていくと、この3つを互いに独立してやっていくというわけではなく、互いに連携しながら進めていくということを、今すぐにできるというわけではないのですが、こういったところに関して、ちゃんとスケジュール感を持ってやっていきたいということでございます。

4ページ目でございますが、一方で「今後の民間取引IT化の基本的方向（案）」として書かせていただきました。これも同じように民間の人が、これは消費者も含めてだと思いま

すけれども、画期的・効率的なサービス体験できるようにということで、デジタルファーストの実現に向けて、書面原則、それから、対面原則の脱却を目指すことで進めていくことではどうかということでございます。

先ほどの関係で言うと、ワンストップ、ワンスオンリーというのは、基本的に民間企業がやっているということで、もちろん振興策みたいなものがあると思いますけれども、政府として取り組むのはここが中心に何ができるかを考えていくということかと思っています。

書面原則については「デジタルが正として取引できるような仕組み」。

対面原則は、例えば双方向性の原則も含めて、非対面でも取引ができるような取り組みを進めていくということかと思っています。

次のページは参考資料として『デジタルファースト』について」ということでちょっと整理をさせていただきました。今回、恐らく、政府として、デジタルファーストという言葉が正式に使うのは初めてかということで、関係の言葉をちょっと調べています。

もともとデジタルファーストという言葉は、新聞、雑誌、書籍などで使われておるわけでございますけれども、行政手続・民間取引に関するデジタルファーストでは、1年半前の「IT利活用に係る基本指針」では「IT優先の原則」あるいは「電磁的処理の原則」という言葉で使われています。

新経連さんでは「デジタル・ファーストの徹底①」ということで「原則IT」をルール化するということ。

それから、似たような概念では、経団連さんは「紙から電子へ」ということでございます。

この概念は、基本的にはヨーロッパで言うと、Digital by Default（デジタル・バイ・デフォルト）という言葉だと思っていますけれども、これを日本語にわかりやすくしたのがデジタルファーストだと認識しておりまして、上のほうに定義のように書かせていただきましたけれども、個々の手続が、原則としてというのが優先してということになると思いますが、一貫して電子で完結されるような状態ということでもあります。

ただ、私どもとしては、最終的に画期的・効率的なサービス体験を目指していくという観点から言うと、やはり優先順位をつけて取り組みつつ、デジタルを前提とした手続自体の見直し、こういったものをあわせてやっていくことが必要ではないかと思っております。

その次は、現行のIT創造宣言の関連する記述を記載しております。

この後でございますが、御議論をいただきたいポイントとして、先ほど申し上げましたような考え方、画期的・効率的なサービス体験の提供をするという考え方でいいのか。特に、その中で行政手続には3つの原則、それから、民間取引には2つの原則の脱却、この話をさせていただきましたけれども、このような考え方でいいのか、後ほどコメントをいただければと思っております。

この後、マイナンバー・法人番号の徹底活用ということで、別の者から制度概要につい

て、簡単に御説明させていただきます。

○IT総合戦略室 それでは、続きまして、資料1-2「マイナンバー制度・法人番号について」ということで御説明を申し上げたいと思います。

資料をめくっていただいて2ページになりますが、まず「マイナンバー制度における関係府省の役割分担」です。

内閣府・内閣官房の社会保障改革担当室において、いわゆる番号法の所管をしております。全般の進捗管理、必要な調整、広報啓発等であります。また、マイナンバーの利用範囲の拡大の検討も、総合的にこちらでやっております。それから、マイナポータルの開発・運用であります。

次に、個人情報保護委員会においては、特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督、必要なガイドライン等の作成などを行っています。

総務省においては、個人番号の付番、マイナンバーカードに関する部分などを所管しているほか、地方公共団体それぞれにおけるシステム整備について、各種の対応を行っています。

国税庁においては、法人番号の付番業務であります。

厚労省では、社会保障関連システムについて見てございます。

内閣官房（IT総合戦略室）では、このマイナンバー制度を含むIT戦略全般の推進、進捗管理を行っておりますし、ここには書いておりませんが、各省庁も番号法の中で、番号事務としてできるところについては、それをどう活用するのか、それぞれ検討、対応する。こんな形になってございます。

次のページですが「マイナンバー制度について」です。

「①付番」については「◎個人に」住民票を有する全員の方々の方々に付番をする悉皆性。そして、1人1番号で重複がない唯一無二性があります。そして、目に見える、視認性のある番号であります。氏名、住所、性別、生年月日の基本4情報と関連づいたマイナンバーを付番する。法人番号については、この①～③を満たすものが、法人番号として国税庁から付番をされます。

左の「②情報連携」ですが、同一人の情報をひもづけして、相互に活用する仕組みというのをマイナンバーのもとでやっつけよう、そのための利用事務については、番号法の中で明確化がされております。

右の「③本人確認」について、自分が自分であることを証明するという観点で、特にマイナンバーカードはICチップが入っています。券面情報とICチップの情報、公的個人認証、あと顔写真も入っていますので、これを使って本人確認をしようということになってございます。

次の4ページは、マイナンバーカードそのものの概要になっております。これは市町村長が、住民基本台帳に記録されているものに対して、申請に基づいて、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを交付することになっております。この写真にありますように、

氏名、住所、生年月日、性別、顔写真がついております。裏側に個人番号がついています。ICチップの中に、券面情報と同じものが入っているほか、電子証明書に関する情報も入っております。地方税関係の情報なり、年金給付関係情報など、特定個人情報、プライバシー性の高い情報は、この中には記録をされません。マイナンバーカードは、本人確認の措置において利用されるほか、地域住民の利便性の向上に資するものとして、各自治体が条例で定める事務にも使えます。それから、マイナポータルへのログイン手段としても、電子利用者証明の仕組みを使って、これを活用することになってございます。

次のページです。マイナンバーカードは、3つの利用箇所があります。繰り返しになりますが、ICチップ内の電子証明書の利用そのものには、マイナンバーは直接関係しません。

右のほうにあります。まず「①マイナンバー」について、法令で、これは番号法の中で利用主体が限定をされております。社会保障、税、災害対策分野における法定事務、それから、地方公共団体が条例で定める事務においてのみ使えます。

その下が、これは民間も含めて幅広く利用が可能と、一番右のところは犬の Mascot キャラクターもいますが、いわゆる「マイキー部分」という形で公的個人認証の仕組み等です。

「電子証明書」は、署名用電子証明書と利用者証明用の電子証明書が入っておりまして、行政機関等が、いわゆる e-Tax、マイナポータル、コンビニの住民票交付等で使うほか、総務大臣が認めた場合、民間事業者の方々も、例えば金融機関におけるインターネットバンキング等で使えるようになってございます。電子証明書の発行番号と顧客データをひもづけて管理することで、いろいろなサービスに使うことが可能であります。

また「空き領域」についても、市町村等は条例で定めるところ、国の機関は総務大臣が定めるところで利用可能となっておりまして、国家公務員でも身分証とマイナンバーカードの一体化というのを、これに基づいて、空き領域にアプリを入れることによって進めております。民間事業者さんも総務大臣認定によって、これを使えます。

次に、6ページになりますけれども「公的個人認証サービスの民間利用について」です。ネットバンキング、ネットショッピング等において、安価、迅速な顧客登録、アカウント開設時の本人確認、あるいはセキュリティーの高いログイン時のユーザー確認等に、これを使うことが可能になります。

7ページ、8ページは御参考ですけれども、既に公的個人認証が民間開放されることに伴いまして、総務大臣認定を受けて、NTTデータさんは民間企業におけるオンラインでの確実な本人確認を可能とするソリューションサービスの提供、GMOグローバルサインさんなどは、口座開設時の手続をオンラインで全て完結、本人確認ができるようにする。こんなことがスタートしています。

8ページは、NTTコミュニケーションズさんが、公的個人認証の署名検証を、プラットフォーム的にサービスを提供すると。これは総務大臣認定も要るので、一個一個の会社がそこまでできなくても、こういったプラットフォーム的な事業者を通じて、公的個人認証サービ

スを使うということも想定がされています。

9ページであります。また、もう一つ違う話としまして、マイナンバーカードを健康保険証として利用するケースであります。いわゆる「健康保険証オンライン資格確認」ということで、日本再興戦略2016、あるいはIT国家創造宣言の中で、医療等分野におけるIDの導入ということで、医療保険のオンライン資格確認、それから、医療等ID制度の導入について、2018年度から段階的にスタートして、2020年から本格運用を目指すということで、漫画で下に描いていますが、左のほう、従来は紙の保険証を医療機関が目で見えて、この人が何とか保険に入っている資格者であることを確認していたわけなのですが、これを下にありますように、例えばマイナンバーカード、ICチップのところのJPKIを活用して、オンラインで資格を確認する。あるいは保険証に必要な情報を入れておくことによって確認できるようにしようということが、オンライン資格確認の考えです。

さらに右のほうにありますように、将来的にはオンライン資格確認をする際に、あわせて医療等分野のIDを振り出すことによって「②地域での医療介護連携」であったり「③分析・研究開発のための情報提供」で使っていこうと、こういう方向性も厚労省さんで検討が進められております。

10ページについては、モバイル機器等との関係ですが、スマートフォンでもマイナンバーカードのICチップを読み取れるようにしようということでもあります。ことしの11月14日に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）において、対応スマートフォン1機種を公表してございます。これによって、想定される利用シーンとして、例えばインターネットバンキングのログイン時に、リーダーライターがなくても、マイナンバーカードをスマホで読み取って本人確認をする。あるいは、後でも出てきますが、子育てワンストップサービスのときにも、スマホとマイナンバーカードがあれば、オンラインでできるようにするというのを想定しています。

さらに11ページは、スマホの中のSIMカードそのものに、公的個人認証の仕組みを入れてしまおうということも検討が進められております。再興戦略改訂版2015の中で、2019年中の利用者証明機能のスマホへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発と関係者の協議を進めるということで、技術的課題の検証については、オンラインによるJPKIの利用者証明機能のSIMカードのセキュアなダウンロードの実現策について。

制度・運用面の検証については、公的個人認証法で、1つのJPKIの発行となっておりますが、マイナンバーカードとスマホの両方を持つことについて、二重発行的なところをどう整理するかなど、発行手順をどうするかなどの検証、さらにはSIMカードに入れるわけなので、キャリアさんとの関係も含めて、責任分界点、費用負担のあり方なども検討が総務省さんを中心に進められております。

次に12ページは「マイナポータルについて」であります。

平成29年から、順次、マイナポータルのサービスの開始を予定しています。左側のほうで、A、B、Cとあります。「情報提供等記録表示」、情報提供ネットワークシステムを通

じた個々人の情報のやりとり、行政間、どんなことが行われたのかということの記録を、本人様によって確認できます。

「自己情報表示」で、行政機関などが持っている個人の情報を、みずからも確認ができる。

さらにはプッシュ型等で、行政機関などから個人に合った、きめ細かなお知らせの確認ができる。

右側のほうでは「民間送達サービスとの連携」で、行政機関や民間企業等からプッシュ型のお知らせを、民間の送達サービスを活用して受け取ることもできるようにしよう。

「子育てワンストップサービス」では、子育て施策の検索、オンライン申請を可能にしよう。

さらに「公金決済サービス」で、ネットバンキングやクレジットカードの公金決済、税等をできるようにしようということも、マイナポータルを軸に検討が進んでいます。

13ページはIT戦略の記載のあるマイナンバー絡みの主な取り組み事例についてであります。

1つ目で「マイナンバー制度利活用促進に向けた取組」としては、利用範囲の拡大について、戸籍事務を初めとしまして、公共性の高い業務を中心に取り組みを推進していこうということがうたわれています。

戸籍証明書等については、コンビニ交付も進めていこうということ。

そして、28年度から国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードの一体化。

災害対策分野について、避難状況の把握、生活再建支援手続の負荷軽減等にマイナンバー制度を使えないかという検討を進めようとしています。

子育てについては、先ほどの検索、申請までをオンラインでやっっていこうということ。まずは「児童手当」「保育」「母子保健」「ひとり親支援」など、ニーズが高いところからということでもあります。

2つ目の「法人番号の利活用促進に向けた取組」については、まず、法人番号を併記していく。各府省庁が法人に関連する情報をウェブ等で公開する際に、まずルールを決めて、そのルールにのっとって、各府省がことし1月の番号法の施行以降、順次、公開のタイミングで番号を併記するように要請して進めています。

そして「法人ポータル（仮称）」は、法人情報を一括検索できるシステムを、経産省さんにおいて、ことしの4月から試行的に始めています。来年の1月以降、本格運用を目指すという形になって、政府全体に広げていこうとしています。

14ページが全体のロードマップになっておりまして、2020年まで横軸の線が引かれています。縦軸は、マイナンバーとマイナンバーカードとマイナポータルについてでありまして、マイナンバーについては、真ん中あたり、2017年7月から情報提供ネットワークシステムの本格稼働ということと、例えば2018年から金融分野、預貯金口座への付番も始めていこうということや、2019年通常国会を目途に、戸籍事務など、公共性の高い業務への

拡大について検討し、法整備の措置をしていこう。

また、2018年度から、医療等分野における番号も、マイナンバー制度をインフラとして考えていこう。

マイナンバーカードについては、ことしの4月から国家公務員身分証一元化が進んでおりますし、総務大臣認定によって、民間も含めて空き領域などを使っただけのようにもなっています。

マイナポータルについては、来年から順次、特に来年の7月から本格運用を開始、情報提供等記録表示、自己情報表示、プッシュ型お知らせサービス、ワンストップサービス等であります。

国民年金保険料のワンクリック免除申請を出したり、医療費控除申告手続の簡素化、あるいはワンストップサービス（引っ越し、死亡等のライフイベントなど）の提供、子育てワンストップ、特定健診データを、マイナポータルで介していく等々が狙上に上がっています。

以上がマイナンバーの関連でございまして、15ページ以降は「法人番号について」になります。

16ページに、法人番号について書いてございます。これは国税庁長官が番号法に基づいて法人番号を指定します。

国、地方公共団体にも指定をされます。

③会社法等、法令の規定で設立登記された法人、そのほか、例えばマンション組合とか、人格のない社団であっても、税の申告納税義務等があるところは個別に振られる場合がございます。法人番号は1法人に対して1番号のみ指定をされます。しかし、法人の支店や事業所等には指定がされません。個人事業者にも指定はされません。

2番「法人番号の通知」については、多くの場合は、登記上の本店所在地に国税庁長官名で通知書が送付をされます。

法人番号のつくり方については、法務省が法人登記をやっておりますので、主として、そこから提供される12桁の会社法人等番号をもとに、国税庁で13桁の番号を生成いたします。

公表については、商号、または名称、本店または主たる事務所の所在地及び法人番号、いわゆる基本3情報と言っていますが、これをインターネット上で、国税庁の法人番号公表サイトで公表されます。これは広く一般に公表されまして、個人番号（マイナンバー）とは異なって、利用範囲に制限はありません。自由に活用ができます。

最後「情報の提供」については、行政機関の長等は、国税庁長官に対して基本3情報の提供を求めることができますし、今後、将来的には、法人情報をやりとりする際には、法人番号がある場合には、基本それをキーとしてやっていこうということが、法律の中でもうたわれております。

次のページは、公表の方法としては、インターネット上で検索する方法、法人番号や法

人名で自由に検索ができます。あるいはファイルで一括してダウンロードすることもできます。DVD等でもらうこともできます。あとはWeb-API等で一定のリクエスト、法人番号とか期間とか、地域を指定して、機械的に持ってくることもできます。

18ページ以降は、そのやり方のイメージになっています。

18ページは、法人番号とか屋号、所在地で検索をした場合に、例えば右のように、法人番号、高橋建設株式会社、住所等が出てまいりますし、名前だけで検索をした場合には、右下にあるように候補となる会社名がたくさん出てくるので、それをクリックして見ていける。こんな情報公開がされてございます。

次のページは、一括でダウンロードをする場合ですけれども、全件ダウンロードすることもできますし、左のほうにありますように、北海道とか東北とか、都道府県ごとでダウンロードすることも可能です。右にあるように差分だけ見ることもできます。例えばある期日以降にできた法人となれば、新しい営業先を探すときなんかにも、そのリストが活用できるかと思えます。

20ページについては、Web-APIを使う場合ですが、これは例えば真ん中ですと、法人番号を指定して、その番号の企業だけを、定期的に国税庁のリストから拾ってくる仕組みもありますし、下のほうの矢印にあるように差分だけ見ると。例えばこれだと平成28年1月1日から10日間の情報だけ見るとか、このあたりは、いかようにもリクエストをつくれれば、Web-API経由で必要な情報をとることができるようになっていきます。コストが、よりかからなくなってきたかと思えます。

次のページでイメージとしては、法人番号を使うことによって「わかる。つながる。ひろがる。」ということで、下の半分にあります「わかる。」というところについては、まず企業等法人の名称、所在地が、法人番号をキーとして容易に確認できる。先ほどのいろいろなチャネルによって確認ができる。

「つながる。」ということについては、この法人番号を名寄せのキーとすることで、今ですと、異なるさまざまなコードで管理をされていたであろう取引先情報について、法人番号を追加することで、容易に名寄せが効率的にできるであろうと。

「ひろがる。」新しいサービス、例えば法人番号を活用した情報連携が、行政機関間で図られることなどによって、届出・申請のワンストップ化が実現していけば、法人・企業さんの負担も軽減するであろうということ。

それから、民間、民民サイドにおいても、法人番号を活用して企業情報共有の基盤ができれば、企業間取引における添付書類の削減などの効果も期待されると思えます。

22ページ以降は、具体的なイメージになっておりますけれども、左の「現状」ですと、一番下のところに「名称：株式会社A、所在地：甲」とあります。これがある種の会社の中で、総務部、経理部、営業部において、それぞれ「コード：A-001」と、違うコードで管理をされた場合、名前と所在地で名寄せをするしかないのですけれども、例えば総務部が古い会社名だったりする場合、あるいは営業部だと移転前の所在地が入っている場合、こ

れはなかなか混乱をする。一方、右のほうにありますように、そこに法人番号を加えることによって、法人番号で名寄せが容易にできるというイメージです。

次のページは、新規営業先の把握ということで、左のほうになりますが、今まではいろいろな情報源から情報を入手して新しい営業先となる可能性の会社をリストアップしていたケースが多かったと思いますが、それを法人番号サイトから、差分だけとることによって、新規設立法人、新しい会社をとれば、そこからより効率的に新規営業先の企業リストもつくれるのではないかと。

24ページは、Web-APIなどを使った各種会計ソフトの効率化であります。

ちょっとこれは字がずれていますが、左の「現状」では「国税庁」とか、住所が「東京都霞が関3丁目1番1号」と手入力だったのを、右のように法人番号を入れれば、会社名、法人名、所在地も自動的に入ってくるような仕組みができるであろう。

さらには下にありますように、例えば売掛金の管理を、日付でばっとやっていた場合、それで取引先も同じようなものが幾つかばらばらと出てくる場合に、法人番号とひもづけておけば、右にありますように、法人番号で「111111111111111111」「2222222222222222」等々で、あつという間にソーティングができる。

さらには支店、出張所ごとで取引があったとしても、これはある意味、法人番号が本店しかひもづいていないので、その会社、大きな会社ごとでの取引の管理もできるということでもあります。

次は国際標準規格に基づく発番機関登録という話の御紹介です。これは国際的に流通する番号としても、法人番号が一定に認められているということになります。

国際的な流通（電子商取引等）において、唯一かつ無償の企業コードとして利用が可能になります。発番機関コード、国税庁に対して認められた2桁だったり3桁の番号に、13桁の法人番号を加えたものが国際的なコードというイメージになります。

2番の効果のイメージとしては、通常ですと各会社独自の企業コードを持っていて、それを逐一自社コードに変換する必要があったかと思いますが、それが軽減される。あるいは、中小企業さんにとっても入手しやすい無償の共通の企業コードの提供によって、電子商取引に参入しやすくなるというメリットもあるでしょう。

さらに電子タグなどの自動認識メディアでも、こうしたコードが利用されることが想定されます。

次のページが、具体的な国際規格の例ですけれども、UNは国連が運営している電子商取引におけるデータ通信で、授受の当事者を識別するコードがあります。この場合、頭に発番機関、国税庁は402をつけて、その後13桁をつけることによって、国際的にも一応通用すると。

このあたりは第6次NACCSでも法人番号を記載していく方向になってございます。

国際標準化機構（ISO）がやっているようなルールにおいても同じようなことがありますし、ISOでもう一つについては、商品などの物を識別するためのコードの標準ですが、その

一部で使う企業コードに関して、この法人番号を使っていこうということも認められています。これは電子タグとも絡みます。

次のページが、そのイメージになってまいります。従前ですと、A社、B社、C社、日本だったり米国だったりということになって、それぞれ、ばらばらのコードで管理をしていると、一々変換が必要になりますが、それが右のように統一コードになれば読みかえが不要になります。さらに下にありますように、電子タグで、無線で読み取るときにも、こういった統一された企業コードの活用が想定されます。

次の28ページは「行政機関における活用例」ですが、総務省さんの行っている全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、これも先ほどと似ていますが、入力の手間が簡素化すると。この全省庁統一資格というのは、左下の参考にありますように、各省庁が物品調達等を行う際の入札参加資格に関するリストになります。これに、実際に右のようなフォーマットがあるのですが、赤枠で囲っています「法人番号」を新しく追加をされました。これを入れれば、企業名とか住所などが自動的に反映されると、こんな仕組みが動くようになっていきます。

次のページは、女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースを厚労省さんが運営していますが、ここも法人番号でも検索できるように、カラムが1つ追加をされています。

30ページで、こうした法人番号の利用推進に関するIT戦略における記載状況についてですが、まず、法人番号の利活用で、コスト削減であったり、税・社会保障など、各種手続の簡素化をする。オンライン手続のワンストップ化を進めていく。行政事務の効率化、迅速化を図る取り組みを推進しようということ。

そのためにも、法人番号併記ルールの策定を踏まえて、しっかりとこれを進めていくということと、来年の1月から「法人ポータル（仮称）」の運用を開始しようということになります。

次のページは、経産省さんのほうで、今、法人ポータル、情報検索のための仕組みを検討し、試行版を進めています。従前ですと、経産省の各原局原課でばらばらに情報を持っていて、横断的な活用ができていなかった。これを横断的に参照可能なことにすることによって、業務の効率化、効果的な政策立案、執行を進めていこうと。

例えば法人の選定作業の効率化。補助金交付先の企業として適切かどうか確認したい場合、入札、表彰、許認可など、これを法人番号から補助金処分情報の状況を見ることで、特に処分情報もないし、重複交付にもなっていないから問題なさそうだとか、表彰を受けているからいい企業だという判断が、よりやりやすくなるのではないかと。

例えば大臣、幹部の訪問先の法人を選定したい場合、関東近辺で選びたいというときに、埼玉、神奈川で表彰歴のある会社を検索することで、すぐにそこへアポをとろうとか。

発注における相見積もりでも、業種、地域、事業受託実績の有無を検索することで、ある程度、こことここに相見積もりをお願いしようということができるかと思えます。

さらに書類の削減。いろいろ行政、民民でやりとりをする書類を、法人ポータル上でも確認できるようになれば、例えば入札参加資格の申請において、建設業許可証明書が必要だとされる場合も、それを法人ポータルから確認できれば、国交省さんの事務も減るでしょうし、企業側もそれをまた出し直す必要もなくなってくると。さらには、さまざまなデータが積み重なってくれば、補助金、売上高、業種等々でクロス分析もできていくであろうということでもあります。

最後は、そのイメージです。

今、経産省さんのほうで「法人ポータル（仮称）」ということで、真ん中、左のほうにあります。法人基本3情報、国税庁さんの出している情報に、各省庁で補助金、資格・表彰、許認可、その他、さまざまな情報がありますから、これをひもづけて、データベース化をして、検索できるようにしていこうということでもあります。

次のページは、IT総合戦略室のほうで法人番号を併記していく一定のルール、法人名のすぐ後に法人番号をつけましょうとか、英語の場合にはJapan Corporate Numberというように、統一的に名前をJCNとしましょうとかいうルールで、今、要請をして進めているところでもあります。法人番号というのは、デジタル社会の中での企業名と一緒にということで、名前のすぐ後にどんどんつけていこうという運動であります。

35ページ以降が、経産省の法人ポータルのイメージになってまいりまして、36ページはいいですかね。今、実際にこういうのをベータ版で、インターネット上で提供しています。法人番号、あるいは法人名によって検索ができて、次のページにありますように、これはたまたまセコムさんでやっていますが、法人名で検索をすると候補がたくさん出てくると。この中をクリックすると、38ページにありますようにプロフィール画面が出てきます。法人番号、法人名、所在地、そして、その下に、その他法人基本情報として、ここにどんどん情報を入れていかないといけないのですが、例えば「法人活動情報（活動情報）」をクリックすると、この場合4件、こういった調達をしているかが出てまいります。

あと39ページは、この情報については、どこのデータをとっているのか。更新日を書くというルールも決めております。

最後の40ページは検索については、所在地、地域ごと、あるいは出典もとでの検索も可能なものになってございます。

以上です。

○IT総合戦略室 それでは、資料1-3に基づきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど御説明をさせていただきましたが、マイナンバー・法人番号を活用して、今後のアクションプランの改正をしていってはどうかと、こういう提案でございませう。

資料1-3の1ページめくっていただいて「目次」ということで、「今後の検討の基本方針（案）」、それから「行政手続IT化に向けた課題」「民間取引のIT化に向けた課題」ということで、案を作成させていただきましたので説明させていただきます。

2 ページ目の「今後の検討の基本方針（案）」ということでございます。

本ワーキングチームにおきましては、次期アクションプランに向けて検討をするということでございますが、次期アクションプランについては、先ほども説明さしあげました資料1-1の目指すべき方向を達成するということですが、その中でも、特にマイナンバー制度、それから法人番号、これを徹底活用していくに当たって必要な課題には、制度的な課題もありますし、もうちょっと検討が必要だというものについては、検討課題だということだと思っています。そういうことを中心に盛り込んでいくことにしてはどうかというのが1点目です。

これを具体的にしていくためには、先ほど目指すべき方向のほうで御説明をさせていただきましたけれども、デジタルファースト、ワンストップ、ワンズオンリー、それぞれの項目、これは互いに連携をしながら進めていかないということではございますが、具体的に、どのような分野で、どのような場面を想定しつつということを検討し、今後の方向性を検討し、その上でそれぞれに係る制度課題、あるいは今後の検討課題、こういったものを本ワーキングチームで明確化していく。場合によっては規制改革推進会議とも連携しながらということではございますが、そういうことにしてはどうかということではございます。

年度末までにアクションプランをまとめていきたいと思っていますので、今後のスケジュールという形でまとまっていくものもいるかとは思いますが、そういう形で検討してはどうかということで、ここに書いてありますとおり、次期アクションプランを策定し、マイナンバー制度・法人番号を徹底的に活用して、目指すべき方向を達成していくと、こういうことではございます。

めぐりまして、次のページ「行政手続IT化に向けた課題（案）」ということではございます。今後、行政手続のIT化を、先ほど申し上げました画期的・効率的なサービス体験ができるようにということを考えていくに当たっては、まず全体、システムも含めて、どういう方向性にするかということは検討していく必要があるのですけれども、それとあわせて、制度面の検討も必要ではないかと。その中でも、特にマイナンバー制度・法人番号を活用して、本人確認、あるいは自治体を含めて、ワンストップ共通クラウド、それから、ワンズオンリーといったところの今後の取り組み方向、それから具体的検討課題といったところを検討してはどうかということではございます。

例えばということで、この後ちょっと数字のつけたところに1枚紙をつけておりますので説明させていただきますが、デジタルファーストの実現というところでは、そもそも論でいうと、規制・手続自体の見直し、あるいはBPR、こういったところを推進していかなければいけないだろうと。

その中でも、オンラインの利用というところで障害になっていると言われるような、本人確認におけるマイナンバーカードの活用といったところ。それ以外にも、デジタルファーストに向けて取り組むべき課題はあるかと思えます。その中でも、一つは自治体のところをどうするかといったところも論点としてあるのではないかと考えております。

ワンストップのところに関しましては、国民向けのマイナポータルを、さらに活用していくというのに加えまして、税・社会保険など事業者向けのワンストップを検討していくべきではないかと、こういう意見があるかと理解いたします。こういった面を、どうしていくのかということがございます。

それから、ワンスオンリー原則のところでは、バックヤードの連携、あるいはプレプリント、先ほど一部入っていましたが、そういったところを、どのようにしていくかということに加えて、例えば、さらにその検討を進めて、調書型みたいな手続について、さらにデータ共有型のように、抜本的な見直しをするといったことも考えることも話としてあるのではないかとことを上げさせていただいています。

4 ページ目以降、それぞれの項目について、簡単に現状の問題意識について資料にまとめております。

「①規制・手続自体の見直し・BPR」ということにつきましては、現在、紙ベースの手続をもとにしていることが多いのではないかと。それを見直すという点でいうと、BPRを含めて、全体的な観点から見直しをしていく必要があるだろうと。特にこういった面で進めていく必要があるかと、こういったところだと思っています。

その際マイナンバー・法人番号といったものを活用して、ワンストップ、ワンスオンリーも含めて、手続自体を見直していくためにはどうしたらいいかというところが書かれています。

産業界から手続自体がデータファーストにまだなりきっていないという観点から、例えば経団連さんからは、今年の11月に多くの指摘をいただいています、紙が含まれている、電子関連の手続が不便だ、こういったところも見直していくこととあわせて、先ほど申し上げましたマイナンバー・法人番号を活用して、どういようにやっていくのかということを検討していかなければいけないのではないかと考えています。

この「手続種類別オンライン利用率」は、前回のワーキングチームで提出させていただいた資料でございます。横軸が手続件数、縦軸がオンラインの利用率ということで、オンライン化されていても利用率が非常に悪いというところがあります。こういったところも見直していかなければいけないのではないかと考えています。

3 ページ目「②本人確認の見直し」です。

オンラインの電子申請を行うというところでは、基本的には電子署名を利用することが必要になっておりますが、コストが高いといった意見があると伺っております。現在の数字でいうと、オンラインに対する前提となる電子署名は、ここ10年近く20～30万件ということで伸び悩んでいるということでございます。

現在、総務省のほうで、先ほど話があった一環の中で、マイナンバーカードを使って事業者の電子署名、ここに書いてありますが「法人の代表者から委任を受けた者が、(自己の個人番号カードを用いて) 対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とする」という制度を現在、検討中でございます。

こういったところも含めて、各電子申請にカードを使えばできるようにしていくといったことも含めて検討していく必要があるのではないかと考えています。

6 ページ目「③地方自治体の取組の見直し」ということをございます。デジタルファースト、行政手続のIT化といったところを進めていくに当たって、自治体の手続をどうするかが非常に重要かと思えます。前回、報告させていただいたとおり、まずは実態をちゃんと把握して、対応策を検討していく必要があると思っております。

「地方自治体のオンライン化の現状」ということで、10年前に総務省がつくった指針に基づいて、今、数少ない項目でございますが、利用率を総務省のほうで調査しておりますけれども、一言で言うと、一部で進んでいるものはあるものの、多くのものは低水準といった状況かと思っております。

これに関しましては、自治体がそもそも、オンライン化する以前に、行政情報システムが、個別にばらばらであると、こういう指摘もあるものですから、現在、自治体クラウドの推進をしているところでもございますけれども、そのあり方と見直しも含めて検討していく必要があるのではないかと考えている次第です。

7 ページ目、ワンストップの話でございます。

先ほどの中にもございましたけれども、ある特定の分野におきまして、国、あるいは地方の手続に関するワンストップサービスというのができています。例えば「NACCS(輸出入・港湾関連の情報処理システム)」とか、あと、まだ分野が限られておりますが、自動車関係のワンストップサービスOSSみたいなところでは、例えば運輸支局、警察、都道府県事務所といったところと連携をしております。

そんな中で、マイナポータルを使った国民向けサービスを、今後、さらに広げていく、先ほども説明がありましたが、今、IT総合戦略室のほうでは、子育てワンストップを広げていこうというところがありますけれども、それに加えまして、事業者向けについては、どのようなワンストップサービス、特に先ほど説明をさせていただきました法人番号を活用して、どういうようにしていくかというところがありますし、ワンストップは政府全体で取り組むだけではなくて、APIを開放して、民間が利活用していくといった視点も含めて、どう設計していくかということがあるかと思っております。

8 ページ目「⑤バックヤードでの情報連携の推進」ということをございます。ワンズオンリー原則のためのバックヤード連携におきましては、先ほどありましたように特定個人情報に係る部分につきましては、マイナンバー法に基づきまして情報連携をするというのが来年の7月から稼働される予定になっております。

事業者関係で言うと、2018年から法務省で予定されている登記情報システムの公開に当たって、登記事項証明書に係る情報連携をしていくというようになっていくということをございます。

このような中、今後、どういった分野でバックヤード連携を、どういった切り口でやっていくかということを検討していく必要があるのではないかと考えています。

それから、6番目、最後でございますが、先ほども申し上げたワンストップ、バックヤード、こういった分け方をするのではなく、両方ともやってしまうという考え方も、アイデアとしてはあるのではないかとということで、ちょっと提示させていただきます。

例えば税・社会保障みたいな、各種データを調書として提出するような手続につきましては、手続そのものを見直して、一度必要な情報を登録すると、関連する行政手続が終わるような仕組みというのも、さらに考えていくという検討については、今後、フィージビリティを検討しないといけないとは思いますが、あるのかなと思っています。

10ページ目、次は民間取引のIT化の話でございます。

書面原則・対面原則を脱却しようということで、特に制度面に加えまして、社会面の課題も論点としてはあるのではないかなというところで提案をさせていただいております。制度面では、5つ、これまで御議論をいただいているところでございますが、やはり社会全体として、まだ、民間取引のIT化は受け入れられていないといったところもあるのではないかとございまして。

次のページ「書面原則・対面原則からの脱却」ということでは、まずは実態を把握した上で、類型化、それから、対応の方向といったところを進めていくというのがあるのではないかと思います。

書面原則につきましては、前回の全数調査の中で、320件ほどの法令上不可な取引があったわけでございますが、そのときもお話ししましたけれども、大ざっぱには国際法上認められていないもの、証明書、認可類、それから、消費者保護の観点、その他のものというものがあっても、そういったものを分けてやっていくということがあるでしょうし、対面原則は、まだ全体をリストアップできていないので、ここら辺をした上で、どうようにしていくかということがあるのかと思っております。

それに加えまして、やはり社会面での取引の見直し、見直しというか、改革というものも、官だけではなくて、これは民と一緒にやっていくことだとは思いますが、そういったところで考えていく必要があるのではないかとということで、ちょっと問題提起をさせていただきました。

御議論いただきたいポイントとしましては、繰り返しになりますが、基本方針みたいなことで、こういう方向でよいのか。

それから各項目、これら全てというわけではないですけれども、問題認識がないか、あとは具体的な方向、特に優先的に取り組むべき分野、検討課題等について、いろいろ御議論いただければと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○主査 それでは、ここから質疑に入りたいと思うのですけれども、冒頭で御説明いたしましたとおりで、資料1-1というのが大きな方向性、IT化によって何を指すかという理念的な部分でありまして、資料1-3が、このワーキングチームとして、具体的に何に取り組んでいけばいいか、課題の洗い出しのような話になっていて、この2つが、きちんと連動し

ていることが大事だというように、前回、御指摘をいただいたと思います。まず、資料1-1が大事というのが皆様のご意見ですので、これについて議論し、その後、それがある程度収束したところで、資料1-3の課題について議論をするという手順でいきたいと思います。

資料1-2につきましては、どういう機能を持っているのかというようなことで御質問等あるかもしれませんが、御質問等は随時やっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからはどんどんやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○構成員 力作ですね。

全部消化し切れませんが、質問をさせていただきたいと思います。

最後の1-3の資料ですが、内閣官房IT総合戦略室のスキープの詳細をもっと知りたいと思います。これを全部実施したら大変な作業になるだろうと思いますが、これは後で伺いたいと思います。それにも関連いたしますが、資料1-1の、最初のビジョンについて質問をさせていただきたいと思います。

この前申し上げたように、皆が合意している大きなゴールというのが必要です。これはやはりGDP600兆円、経済成長になると思います。間違いなくこの経済成長のためにこのワーキングチームもあると思います。

ただ、このページでの説明では、600兆円と次の柱までが不明確のような気がします。その大きな方針、行政手続のIT化とどういようにつながるのだろうという疑問がわきます。経済界から代表として意見を述べさせていただければ、GDP600兆円が一番大きな柱の後に来たのが、第4次産業革命だと思うのですね。デジタル市場を育成して、その中からイノベーションを生んでいこうと。そこでもう一回、日本が世界でイノベーションのエリアの中でトップを切っていこうというビジョンがあり、そのためにまず世界最高水準のIT利活用をすることによって、デジタルカルチャーというものを創出していこうという計画があった。そこにはビッグデータもあった。その第一歩を中央政府から始めていこうという道筋であると私は理解をしています。そこら辺のキーワードはないので、この資料の意味がわかりにくくなっていると思います。

私は、IT総合戦略室の立ち位置というのは、デジタル社会の構築に関する政策について、各省庁をまたがるような機能を果たす部署であると考えております。同様にいくつかの規制改革会議や委員会も、並行した形で存在していると思います。

もしこの考え方が間違でなければ、最後の資料1-3の内容について、そのスキープ、全体像の確認はぜひさせていただきたいです。そうでなければ、もう本当に、boil the oceanの世界になっているというか、範囲が広がって、それこそ、制度や規制、社会的課題も取り上げて、さらにITも構築しようという膨大な計画になってしまう。簡単にまとめた資料ができるようなまとめがあれば、今後の作業に役立つと思います。

○主査 これはちょっと御説明ありますか。IT戦略本部全体として何を考えて、例えば、

確かにIndustry4.0とか、データ活用とか、ビッグデータとか、これは全体の戦略の中にあるわけですよ。

○副政府CIO IT戦略自体は、おっしゃるとおり。まさに各省のITとしての基盤です。それは各省そのものをIT化するというのと、各省のIT政策を進めるというのと2種類ありますけれども、結論としては、基本的には基盤があります。

その場合に、障害になっているものという形で規制というものを捉えていると。その規制というのは、ITから見た場合の、ITを進めていく上での規制というのと、規制改革会議というのは、そもそも規制が商売なのですが、その規制の中にはITが入ってくるというので重なるでしょう。その重なっているのを、どう整理しますかというのが、1枚目の絵なのですね。そういう意味では、全体の絵というよりは、規制改革会議と、それから、どうやっていきましょうという絵にすぎないので、おっしゃるとおり、規制というのは、基本はITを進めていく上での障害という見方、それをどうやって整えていくか。

その意味は広くて、法律上規制されているとか、そういうことだけではなくて、慣習であったり、そういうことは十分あり得るだろう。民間の場合だと、商慣習的なものもあるでしょうし、そういうことも十分あり得るのを、どうやって取り除いていって、IT化を進めていくかという、そういう観点で、この規制改革ワーキングチームはあるのかなと思っているということです。

○構成員 規制改革推進会議やその関連の各会議ではITの部分まで巻き取れないと感じています。例えば行政手続のIT化の議論があると個人情報の問題や2000個問題などが挙げられて、どちらかというところ、制度問題や、規制に軸足を置いた改革が話し合われています。したがって規制改革推進会議もこのワーキングチームもITに関してはオーバーラップしていく、そんなイメージですよ。そういうことでよろしいですよ。

○副政府CIO はい。まさにオーバーラップしていく中で。

○構成員 ですよ。これはこちらでやりますから、そちらは全部やってくださいとかではなくて、本当にオーバーラップしている。

○副政府CIO オーバーラップをしていく中で、例えば各省をたたく役目はここがやるとか、そういう役割分担を考えていくという、そういう感じですよ。

○副政府CIO 事実上は、やはり規制改革会議の事務局とも。

○構成員 私としては、全体的な方向性が見えるスコープをはっきりした方がいいと思ったのです。今、省庁の皆さんの動きを見ていると少しずつオーバーラップしているのですが、現実には各省庁で独自にそれぞれ実行しているという印象があります。そこで、もう各省庁含めて、これは本当に国民も民間も含めた、みんなの取り組みという観点から、みんなが共有できる方針、スコープをどこかで作ればと思っています。

○主査 いかがでしょう。では、●●構成員。

○構成員 御説明と取りまとめ、大変ありがとうございます。

GDP600兆円実現という大目標に向けての施策としては、実に多岐にわたったものがある

と思うのですけれども、きょう御説明をいただいた、デジタルファースト、ワンストップ化とワンスオンリーの3つの方向性については、新経済連盟としては、以前からいろいろな場面で申し上げてきておりますので、議論を進めるという方向に異存はございません。

そもそもこういった方向性というのは、企業とか国民にとって利便性を向上させると、都市部のみならず、地方においても、そういった利便性による享受を受けることができ、ビジネスの活性化という意味でも非常に意味があると思っています。またデータが主導する社会になってきておりますので、そういった環境下において、特に新たなビジネスを創出していくという方向性で環境を整えるということは非常に有効かと思っておりますので、資料1-1については、その方向で議論をしてみるということではいいのではないかと思います。

また、こういった環境が整うことで、海外の企業や人も、日本に来て活躍しやすくなるだろうと思います。

とりあえずは以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○構成員 ありがとうございます。

資料1-1と1-3が微妙にオーバーラップをしているので、できるだけ資料1-1のほうで申し上げます。方向性としては間違いないと思いますが、きょう御説明を伺っていて、もしプラスして入れていただければ、ユーザー側にとっての画期的・効率的なサービス体験という観点から、予測可能性を高めることも極めて大事なことで、行政の可視化に関するものがどこかに入っているとありがたいと思います。

それから、マイナンバーカード云々のお話は、資料1-3のほうで申し上げたほうがいいのかもわからないのですけれども、例えば個人認証、マイナンバーカードで本人確認ができるというお話になると、住民票をプリントする必要はどこで生じるのかというのがわからなくなります。そういう原則の転換というのが、いろいろな法律のところで起きるのではないかと。具体的にはなかなかわかりにくいので、私も答えられないのですけれども、そういうお話がどこかで出てくるのではないかと考えます。

その意味で、全数調査にすごく期待をしております。規制改革推進会議では、どうしても大きなテーマのもとでの具体例を取りあげることになり、一点突破みたいな形になると思うのですが、できれば全部をやっていただかないと、制度というか、世の中はなかなか変わらないところがありますので、制度のイノベーションを起こしていただくには、やはり全数調査をやっていただいて、全部について、デジタルファーストだったり、ワンストップだったり、ワンスオンリーが徹底されるという形の方向に向かっていただきたいと思っています。

資料1-1については、そういうことです。

○主査 予測可能性というのは、例えば手続がどれぐらい処理できているか、進行状況がわかるとか、そういうような意味なのか、それとも、そもそもルールが不透明であるとい

う、ルールをもっと表に出せとか、実務をやられていて、どのあたりのところが一番大きいのですか。

○構成員 日常的に大きいのは前者のほうです。

○主査 例えばいつごろ許可が出るかとか。

○構成員 もちろん30日ルールとか、90日ルールとか、いろいろなルールを書き込んでいただいて、その昔に比べれば、はるかに透明度が高くなっていますけれども、あと何日なのということについて、ひまわりの画像を見て、お弁当屋さんがあしたの売り上げを予測するようなことが手続の世界でもできないかなということ、高望みかもしれませんが。

○主査 後半のことについては、何かコメントはありますか。原則が転換されるのではないかと、全数だとか。

○副政府CIO 全数を個々の手続ごとに全部やるという話になると、必ず手続のあれが3年もないやつがあるとか、コストパフォーマンスがどうのこうのという話になるので、それを解決する手段というのはデータ共有的な電子申請みたいな話になってくるのかなという気がちょっとしています。

いずれにしても、そもそも3年も4年も、1件もないようなやつはおよそ置いておいて、少し件数のあるものは、できるだけ網羅的に拾っていただきたいというお話だと思いますので、それについては、ぜひそういう方向でやっていきたいと思います。

○主査 住民票は要らないと。

○副政府CIO 世の中を全部ICT化してしまうと、完全に住民票は要らなくなります。行政手続を全部電子手続でやるようになると、行政手続は基本的には、もう電子手続でやるようになると、公的個人認証で全部わかってしまうので、これはまた住民票は要らない世界になってしまう。あとは民取で、住民票の要るものがどこまでなくなるかという感じになると思いますけれども、この手の話というのは常に、総務省でコンビニ交付というのをやっていますが、あれは10年ぐらいが賞味期限かなと言う方もいます。10年ぐらい賞味期限があれば、十分投資コストは回収できるだろうとは思っていますけれども、将来的には、おっしゃるとおり、住民票とか戸籍証明書とか、書とつくものをなくすという方向にいくのだらうと思います。

○主査 次の戦略に、それをぼんと。

○副政府CIO それはまだまだ霞が関がついてこないです。

○主査 失礼しました。

○構成員 資料の説明、ありがとうございました。

資料1-1の1ページに目指すべき方向の全体像がありますが、名目GDP600兆円を実現するためには結構いろいろなことをやらないといけないと思います。行政手続だけ見ているのかな。前回の議論でも、手続だけでなく、行政サービスや、それを取り巻く制度全体を見ないといけないという話が出たと思いますが、きょうの資料を見ていると、手続の話に終始しているように思います。議論の前提を確認したいと思います。

2 ページ目に、画期的・効率的なサービス体験を提供とありますが、具体的な体験例を示さないといけないと思います。残念ながら今回の資料では、手続ワンストップのように従来から言われていることばかりなので、あまり画期的な体験とは言えません。画期的な体験というものを、多少無理をしてでも出していくのか、できるところしかやらないのか、そのあたりのスタンスについて教えていただければと思います。

○主査 ありがとうございます。これはどうでしょう。

○IT総合戦略室 御指摘のとおりのところもあるかと思いますが。今回、●●構成員には非常にお世話になっておりますけれども、IT本部全体で言うと、御案内のとおり、電子行政部分会のほうでも、今後の電子行政のあり方を踏まえていて、2 ページ目のところでございますが「利用者視点のサービスデザイン志向に基づく行政手続サービスを再構築する」という方針に基づいて、今、検討を進めているといったところになっています。ここでは、同じ電子行政全体の議論をするのではなくて、手続という観点から、規制、あるいは制度という点を含めて、特に議論させていただいておりますが、最後は電子行政分科会の議論ともマッチングするという形にしたいと思っておりまして、かつ、今後、画期的なサービス体験についても、サービスデザインをどうしていくのかという議論に、ここは手続だけの話では多分なくなってくると思っていますので、そういったところも含めて、議論を深めていきたいと思っています。

○副政府CIO ちょっと補足をします。

子育てワンストップなんかをやっていると、結局、手続とサービスの中身というのはかなり連動していて、要するに、サービスごとに手続がありますではなくて、こういうことをしてほしいというのを、こういうように手続をすれば、サービスはこれとこれが来ますという、そういう目で見えていかないと、最後は結局、世の中はよくなならないと思っていますので、そういう意味では、完全に連動しているのかなとは思っています。

ただ、中身を変える話になってしまうと、今度はまた、例えば社会保障の中身も変える話まで手を突っ込むと、とてもではないけれども時間がないので、むしろ手続から入るけれども、まさにその中身で、例えばこういう方向に変えるのがいいのではないかみたいなことが出てくると、それはまたそれで、後で引き継いでやっていきたいと思っていますので、そういう議論をしていただいても結構だと思っています。

○構成員 ありがとうございます。

ちょっと気になるのは、手続から入ると、やはり改良・改善でしかなく、抜本的・画期的な体験を提供できないのではないかと、気になります。例えば「マイ口座」のように、国民一人一人に口座を定め、そこで児童手当などの給付や、給食費の引き落としなどを一元化するというアイデアがあります。民主党政権のときにも給付つき税額控除が検討されました。今回は、このような話までは踏み込まないのでしょうか。

1人1口座が実現すると、軽減税率の話も絡んできて、企業にとってはものすごく便利です。食品の税率を下げるのではなく、低額所得者に給付を与えることで税率は一律10%

にできる。このぐらいの話でないと、画期的な体験ではないと私は思っています。今回、どこまで大胆に考えていいのか確認しておきたいと思います。

○副政府CIO 今の話というのは、実は支払い手続なのですね。だから、支払い手続の共通化という部分で、このスコープには十分入ると思います。

○構成員 手続というのは、そこまで入っているということですね。

○副政府CIO だから、マイナポータルなんかでも、結局ワンストップ決済まで入れて話をしているので、その辺は、まさに支払い手続を、一々払うのが面倒くさいから相殺しろという、一言で言うと、こういう話ですよ。

○構成員 要は従来なかったことでも、こういう手続が新たにあるといいとか、そういうところまで広げて話をしてもいいということですね。

○副政府CIO だから、それはまさに、今、やっている個々での手続の改革なのですよ。

○構成員 そうということですね。ありがとうございます。

○構成員 今の議論から、行政の手続の改革がまず第一歩という位置づけだという理解でよろしいですね。そのうち付随していろいろなものが出てきて、例えばキャッシュレスであるとか、あとに続くものは限りないわけですよ。でも、本当に日本を挙げてのデジタル化社会に向けては、まず、中央政府としての第一歩はこの資料にある方向性です、という理解でよろしいのです。確認です。

それから先ほど指摘のあったGDP600兆円という大目標、これが大前提だと思っていますが、追加できるのなら、やはり社会課題の解決。ここにも少子高齢化、先ほどの子育て支援なんていうのもありましたが、そうした分野にも大いに貢献するのだということも強調した方がいいのかなとは思いました。

あと最後ですが、民間取引に関しては、民間主導となっています。それは一面から言うと正しいと思われるかもしれませんが、ただ、日本全体を包含するシームレスで、一つの大きな、デジタルクラウド、それぐらいの大きなイニシアチブで構築するつもりがないと思っと思っています。単純に、民間に依頼するような方向性であると、その途端に、また違ったクラウドがあちこちに作られてしまうと思います。

ここはどこまでのスコープを描くかにもよりますが、ある程度オープンスタンダードというものを軸にして、例えばセキュリティーポリシーであるとか、例えばクラウドの運用ポリシーであるとか、技術の基本的なポリシーみたいなものは、中央からキャスケードして、その他の部分を任せるといった勢いでやっていかないと後で困ることになるのではと危惧します。ITは、地域限定でなく、世界的に接続されることとなりますので、最初はそれぐらいの強い意識が必要ではないでしょうか。民間は民間でというような意識は、恐らく基盤の部分ではやめたほうがいいのではないかと考えております。

○副政府CIO 手続そのものは、国と自治体も含めて、ただ、自治体の手続というのは国で決めているものと、必ずしもそうでないものがありますが、それでもともと手続というのは自治事務で自治体が勝手に決めるものという世界を、最近勝手にすべきでないという

形になりつつあると。民間も実は同じで、例えば印鑑をやめましょうなんていう話は、まず、国の書類から印鑑をのけてくれと。そういうので、ちなみに民間でもなるべく印鑑を使わないようにしましょうという話になっていくのかなと。特に三文判は意味がないのではないかという議論ですけれども。印鑑証明はどうするというのは、別途あるとは思いますが。

そういうことも含めて、民間は民間でやってくれという感じよりは、むしろ、あるべき社会の姿に向けて、どう持っていくかということだと思います。

○構成員 そう思います。リーダーシップをとるということですよ。法律では規制できないけれども、強制力はないけれども。その立場でいいと思います。

○主査 ある程度収束しているように思いますが、一応念のために確認すると、手続と言ってしまうと、既存のものを改善するところにしか目がいかないけれども、新しいものを生み出していくときに、規制や制度というのが、どこでネックになっているかというような観点についても、ここでも、これは恐らく、各論で何を議論するかを選ぶときに、そういうものもきちんと捉えて考えていきましようということでもよろしいかと思いますが、よろしいですね。

それでは、時間の関係もあるので、●●構成員から予測可能性の話や可視化の話について、重要な御指摘をいただきましたけれども、全体的には何となく落ちついてきたかなという感じなので、資料1-3のほうですね。それを踏まえた上で、どういうあたりに取り組んでいくべきか。これは恐らくやっているうちに、規制改革のあちらの側との分担がどうか、そういう話にも、もう一回なるかとは思いますが、とりあえずそこは置いておいて、今、申し上げたような3つの目指す方向性というのを踏まえた上で、どういうことについて、具体的に取り組んでいくべきかということの提案があったわけです。この中に盛り込まれていない、例えばそもそも発想を変えて、こういうような新しいサービスを提供していくに当たっての規制上の課題ということでも結構でございますので、資料1-3について御議論をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○構成員 先ほどの資料1-1とも絡むのですが、今お話が出ました社会課題からおろしていくというアプローチを入れないと、①～⑥というのは解決手段の類型化なので、これから何か大きな話はちょっと出にくいかなと思います。

資料1-1で名目GDP600兆円とありますが、少子化、高齢化で、労働人口が減る中、いかに生産性を高めるか、労働力を確保していくかが課題だと思います。今の日本の制度は、戦後の終身雇用を前提としたものがまだ結構残っていますが、今後は、転職の機会も増え、一度、子育てや介護をやめて、また就職するとか、海外へ留学して、また戻ってくるとか、いろいろな働き方が出てきて、入社、退社の頻度が高まると思います。企業にとっても、個人にとっても結構負担になっているので、人材が流動化するに当たって制約となっている制度や手続を改善するとか、労働力を確保するために、こういう社会にしたい、そのときに、今、こういう課題があるから、ここを解決したいというような流れでシナリオをつ

くると、議論が具体的になっていいと思います。

これは特に質問ではなく、提案です。

○主査 これは例えば、割合、入退社というか、雇用流動性みたいな話というのは、デジタルファースト、ワンストップ、ワンスオンリーみたいな取り組みの文脈の中で語ることも可能ではありますよね。

○構成員 恐らく手続関係はそうだと思うのですが、今、課題の一つとして上げられているのが、地方税の翌年課税の問題です。定年退職の場合は1回だけですが、例えば働いていて、休職して留学すると翌年になんと課税がかかる。流動性が増せば増すほど、それが大きな問題になると思うのですが、これは手続というよりも税制の話になります。国税は当年課税できているので、地方税もITを使って当年課税できないのかといった議論をするというように、課題からおろしていくと、こういう話も出てくると思います。

○主査 同じようなことは子育てでやってみたわけですよね。

○副政府CIO そういう意味では、子育て自体はワンストップの話で、中身の話まではやっていないわけです。

地方税の現年課税化は、実は今、あちこちで議論されています。ただ、この話は、総務省は一応賛成と言っているのです。ただし、中小企業団体は反対していると聞いている。

○構成員 企業が反対。

○副政府CIO だから、構造が非常に難しくなっていて、それで一応、自民党の中でも議論をやっています。

○構成員 企業が反対しているんですか。

○副政府CIO 商工会議所とか、その辺です。だから、構造が非常に難しくなっていて、それで一応、自民党の中でも林芳正先生を中心に議論をやっていて、総務省は一貫して、それで逃げているという状態です。

○構成員 ここで議論するには大き過ぎる話でしょうか。

○副政府CIO とって言えば政治絡みなので、もう少し様子を見たほうがいいのではないかなという感じがいたします。

○構成員 今のはあくまでも例なので、このように課題からおろして行って、議論の対象を決めていくのがいいと思います。

○主査 具体的案件を選ぶに当たってそういう発想から入るのが多分正しいと思うので、それはぜひやってみて、その中で来年度やるには、どのあたりが一番狙い目かなというのは、もうちょっと作戦的に考えるということだと思います。

どうぞ。

○構成員 資料1-3ですが、先ほども少し申しあげましたが、私がとても知りたいのは、IT総合戦略室のスコープというのは本当は何なのだろうと。

この前に、最初に大きな絵を描いてくださいと申しあげましたが、もしかしたらそれは未来投資会議が担当するべきなのかもしれないとも思います。今は、こうした議論がさま

さまの会議やワーキングチームなどで行われていますが、小さな課題から入った場合、誰がその大きな方向性を考えるのだろうかと考えます。逆に、ある程度大きな間違いのない、例えばGDP600兆円とか、課題解決型の日本のデジタル社会をつくりましますとか、大きな方向性だけ合わせておいて、あとはその分野別の議論を進めていく。もう本当に、その議論の場では、ありとあらゆる知恵を尽くして、安全なプラットフォーム、ITの世界を構築するというやり方にすれば、その上にどのような産業のタワーやどんな課題解決のタワーが建とうとも、すぐにスタートできると思います。私は通信屋なので、自分たちのサービスを提供するときには、いつもそうやって考えるのですね。

たとえば自動車用のアプリケーションを開発することがあっても、基盤屋、通信屋というのは、それに誰がアクセスするのだろうか、それを可能にするすばらしいデジタル社会はどのような社会だろうと考えます。だったらその社会を作ることが大切なので、そこに注力しましょうというところまで行きます。そうするとそれを阻むものがいくつか見えてくると言ったように考えます。

その中で今回私が、これは絶対にショーストッパーになり得ると思っているのは、やはり個人情報保護法だと思うのです。これは日本だけではなくて、今、世界で、デジタル社会、サイバーネットワークと関連して議論されていますが、内容がかなり違っています。我々のような通信のプラットフォーム屋にすると、クラウドもまともにつくれないような状況になっていると言えるかもしれない。この問題はどのように考えておられますか。

○副政府CIO 個人情報保護法の問題は、ここ1年、個人情報保護委員会ができて、それで去年、行政機関の個人情報保護法を改正して、結局、全体が10歩あるとすると1歩進んだとは思っているのです。ただ、あと9歩進まないといけないと。

一方で、この話というのは、常に海外が、おっしゃるようにグローバルな話なので。今、EUが非常に微妙な状態にあって、指令がちょうど2018年ですよ。その間でEUの中で綱引きをやっています。要するに、個人情報を保護するグループ、あれは結構きつい条文にはなっているのですけれども、全部原則としてとか、みんな留保がついていて、具体的にどうするのかというのがよくわからなくなっているのです。それを多分、ドイツとフランス、あるいは企業と、それから個人情報、コミッショナーで綱引きをやっている最中になっていて、これは一体どうなるのかという、むしろそこのところで変にフランスにいかないようにドイツと手を組むとか、イギリスと手を組んで揺さぶるとか、そんな話なのだろうとは思っているのですが、この話になると、IT総合戦略室の話にははまりにくいのかなという感じはしているのです。

ただ、全体の基盤としてのIT政策の中で、個人情報をどう取り扱うかみたいな話だったらあり得るような感じはするのですけれども、全体の個人情報保護法の世界を、法律としてどうするのかという話というのは、IT総合戦略室ではさすがにしんどいかなと思います。

○構成員 そうなのですよ。イギリスもEUの件は少し脇において、日本の国内見ると2000

個問題という規制の方針が違うという現実があります。例えば、極端な話、県またぎで、行政府、地方行政府も含めて、ここで目指すようなクラウドとか共通基盤の構築が可能かどうか。そちらは考えておかないといけないと思います

○副政府CIO それは逆から行ったほうが良いような気がしますね。要するに、国とか自治体とか、それから、民間を巻き込んだようなクラウド基盤をつくる。その場合に何が障害になり得るか。

○構成員 そうです。その発想です。だから、もしかしたら、そこは規制改革のほうで巻き取るのかもしれない。基盤をつくる上で、ショートストッパーとなるものを中心に、まずはピックアップして、規制改革を担当している我々がチームとして解決の方に動くというのでないと、結局、ITの基盤もできません。相当範囲が広いのでプライオリティーの設定も大切だと思いますが。

○副政府CIO だからこそ、具体的に、そういう場合に、どういうところが障害になり得るかというところを、むしろ洗っておくのが一番良いような気がします。

○構成員 そう思うのですね。だから、そこで、先ほどから何度も言っているスコープというところに戻したいと思います。私が勝手に考えるのは、当然、IT総合戦略室ですから、日本のIT基盤の構築が中心なのだろうと思っています。それを阻むものは、プライオリティーをおきながら順番に対応していく。それで合っていますか。

○副政府CIO その話でよく言われるのは、医療の情報です。医療情報というのは、病院が、まさに独法と民間病院と情報の扱い方が違うというので、むしろITを進めていく上で、こういうことは必要ですよ。実際にはこういうことが障害になっていますというような、具体的な話をしたほうがわかりやすいような気がします。

○構成員 そう思います。だから、そこをまず、プライオリティーとしてはやっていかないといけないのが戦略室だと思います。その考え方で間違いないですかというのが私の質問です。

○副政府CIO そこで言うと、国と自治体と民間を合わせたようなクラウドをつくるようなネタというのは、現在、誰も持っていないのです。だから、具体的にどういうもので、そういうクラウドをつくる必要があるかということ、今、総務省でやっている2020年オリパラ系のものが、それに近いような気がします。

○構成員 では私は勘違いをしていたのでしょうか。そういう大クラウドをつくっていく行政手続の簡素化、IT化の構築では、また別に走っているものがあるということですか。

○副政府CIO 手続をIT化するのと、行政クラウドを国、自治体で、一緒にやっという話とはちょっとフェーズが違っていて、要するに自治体にやらせるというのは、まさに自治体でつくってくださいという話でしかないのですよね。ところが自治体でつくってください、ばらばらだからけしからんというので、自治体クラウドですよという話になって、自治体クラウドもばらばらやっていたらしようがないみたいな話になる、自治体クラウドでばらばらやっいてもしようがないからというところまでは、現在は、まだ行って

いないです。現在は自治体クラウドでそれぞれ何とか、首長を説得してやっていきましようというフェーズになっていて、国が自治体のものを含めて、クラウド基盤をつくりましようという、手続の世界では現時点ではなっていない。それは霞が関ですらなっていない。国が一本化もされていないという。

○構成員 ゴールとしては、そちらのほうに行けたら素晴らしいでしょうね。

○副政府CIO それが一番理想的です。

○構成員 そういうことですね。何年先かわからないけれども。

○副政府CIO だから、将来の絵を描くなら、大クラウドの中にみんなあって、情報共有をしましようみたいな話になるのですよね。

○構成員 そうなのです。だから、そこら辺のリーダーシップというのを、どう打ち出していくか。これは今、議論することではないけれども、それぐらいの目標とスコープとプライオリティーというのは早く煮詰めたいと思いました。

○副政府CIO だから、そういう一種の、将来の理想的な絵というのは常に頭に置いておく必要はあると思うのです。だから、そういうのはどこかにつくって置いておくというのは有用だと思います。それがないと、結局のところ、個々にちまちました話を個別に撃破するみたいな話に。

○構成員 そういうことになりますね。

わかりました。では、大きな方向性は、そういうことだと理解いたしました。

○主査 ●●構成員、どうぞ。

○構成員 ありがとうございます。

今後、議論をしていくに当たって、具体的に議論が必要かなと思っていることを2、3コメントいたします。

1点目は、個人の本人確認について、オンラインで本人確認をするのに、簡単にできるような環境ができていかないといけないと思っています。結局はマイナンバーカードの普及とカードリーダーの普及、加えて法的な手当も若干必要なのかもしれないのですけれども、そのあたりは考えていかないといけないというのが1点目です。

2点目は、法人認証も必要になってくると思っています。総務省さんが検討されている電子委任状のような仕組みでもいいのかもしれないのですが、いずれにしても、法人を認証できる仕組みを、どう構築するのかという点が、2点目です。

3点目は、民間が利用できるAPIがきちんと提供されるということは、いろいろな面で重要になってくると思っていまして、これは官民、すなわち官の提供するものについて、民間が利用するに当たってのAPI、それから自治体と民、あとは民民、みんなそうなのですから、例えば官側で使いやすい仕組みをつくるとかクラウドをつくるのかというよりも、まずはAPIをそれぞれの主体が提供して、それを民間が簡単に利用できるという状態にしていくというのが重要かと思っています。

これは例えばスマホ環境とか、PCではWindowsでもMacでも両方使えるといった、いろい

ろな考慮が必要だと思うのですけれども、要は、民間の事業者側が利用できるというのが重要かと思います。これによって、いろいろなスタートアップの企業も含めて、それを活用したサービス、ビジネスというのが、どんどん起きてくると思いますので、こういったものがどんどん普及されていって、ひいては経済の活性化につながると考えていますので、非常に重要かと思います。

最後に4点目ですけれども、今のはやりかもしれないのですが、こういった一連のものについて、KPIをちゃんと設定して進捗管理をすることが重要かと思っています。例えば、エストニアでは会社設立が18分でできるらしいのですが、日本でそれをやろうと思ったら、税務署とか法務局とか、いろいろなところが連携して、しかもオンラインでできるようになっていないとできないと思います。これは極端な例かもしれませんが、KPIをきちんと明確に設定して、進捗管理をする必要があると思います。

以上でございます。

○主査 お願いいたします。

○構成員 今の●●構成員の発言に全面的に賛成で、プラスアルファとして、資料1-3の4ページで出てきている、例えば社会保険、労働保険なんかは利用率が大変低いというか、実際に利用されていない状態になっているのだと思うのですが、そういうのを含めて電子化していく、あるいはある程度強制的にでもやっていかないと、全体のシステムが非効率になってしまいますので、ぜひそういうところも必要なのではないかと。もしかしたら、規制を強化しろと言っているような気もしないでもなくて嫌なのですから、そういう部分が一つです。

それから●●構成員がおっしゃった、夢のあるお話というところに少し戻ってしまうのですけれども、ITそのもの、あるいはSociety5.0とか、課題解決に関するところで、普通の人を実感できる話という、時間とか空間を超える体験ができたらいろいろおもしろいよねという話、要するに『ドラえもん』のどこでもドアではないのですけれども、そういう話になっていくのですが、そういう中で、今回の、例えばこういうもののIT化ということを見ると、国家資格や何かのところで、講習を受けなさいとか、そういうのがありますよね。私はあちこちでこれを言っているのですが、いろいろな会議で取り上げられてしまうと、またダブって、調整してくださいということと言わないといけないのですが、国家資格の定期的な講習みたいなものをMOOC型で、全部、本人認証はマイナンバーカードでできるのだからいいではないですかという世界なのだと思うのですね。

実際、運転免許証一つとっても、今は免許センターに行かない限り講習が受けられない状態になっていますので、時間的にも非常に不便なのです。そういうことが実は企業内にもさまざまな国家資格が必要だと言われている人たちがたくさんいて、それが全部オンラインでできますという形になったら、相当程度、経済効果も大きいということを考えて、できませんかという話をあちこちで言うのですけれども、そういうのはこの規制手続の対象から外れるかなと思って、さっきは言わなかったのですが、そういうの

もターゲットにしていいのではないかと。対面原則みたいなお話とちょっと似てくるのですけれども、スマホのテレビ機能でいいではないですかと。スマホにマイナンバーを読み取らせておいて、個人は特定されますし、顔も見えます。もう現地に行かなくてもいいという世界をつくり上げていただくということなのではないかと思うのですね。

その意味で、1カ所だけ、資料の中で気になったのですが、3ページ目で「税・社会保険などの④事業者向けのワンストップ化」と書いてあるのですけれども、恐らくこれは個人の話も相当入ってくるのではないかと。個人の話は、ほとんど自治体なので入れていないということなのかもしれないのですけれども、個人も視野に入れてやっていただくと、世の中的に非常に変わるということで、受け入れていただけるようになるのではないのかというように思います。

先ほど出た課題の中では、マイナポータルのところ、何をどこまで入れるかという問題もあるのですけれども、最大限の利活用はやっていて、どこまでできるかという検討も必要だと思いますし、あと法人ポータルを民間側でどこまで利用できますかということも、ちゃんと検討をしたほうがいいかなと思っています。相当事務が効率化されることにはなると思います。ただ、その真正性というのを、誰がどうやって確保するのだという問題はあります。

幾つか、ちょっと気づきの点でございました。

○主査 ありがとうございます。何かコメントはありますか。

○IT総合戦略室 幾つか。

マイナンバーの本人確認等については、まさに全数調査のときも、本人確認をしないとイケないのでオンラインできないみたいなことを各省さんが言ってきた。でも、それはマイナンバーによって変わるはずだということなので、マイナンバーカード、リーダーの話もそうでしょうし、そういう手続で、具体的にどうやるとそれが進むのかというのは、まさに大きな課題として、しっかりとやらないとイケないことだというのは、改めてそこは同じだろうと思います。

あと、法人認証についても、今の法人番号だと、それは当然、すぐにできませんが、言われたように総務省さんのやろうとされている、マイナンバーカードに法人の調達事項情報みたいなのをどう入れるか。これは民間のほうではいろいろと法人認証の仕組みもあるので、民間が逆に先行している部分も加味しながら、現場のニーズを踏まえてどういうやり方ができるのかというのは、こういうところで議論するのも十分はまるのだろうなと思いますし、民間利用APIも、法人ポータルはスマホでも見れるようにしようという議論を経産省さんでもやっていますし、API的に法人ポータルの機能を出していこう。もっと言うと、各省さんも、もともとデータを出すときにAPIでやっておけば法人ポータルみたいなものはあえてつくらなくても拾ってイけるので、そんなことも視野には当然入っておりますので、いろいろと御議論を賜りながら、最終的な形、ちょっとどこまでどう書けるかというのは少し考えないといけませんけれども、方向性はまさにそのとおりかなとは思っており

ます。

あと国家資格の話も、IT総合戦略室も反省しなければいけないのですが、遠隔研修みたいな話の中で、アクションプランの中にも入っていて、20ぐらいですかね。こういう資格をやっている団体に一時期ヒアリングをしたところ、全部をオンラインにできなくて紙も残ると、あるいは対面も残ると。そうすると、コストがかかって大変だからできないというような理由が幾つかありました。ただ、そこで、でもマイナンバー制度が入ると変わると、そこをしっかりと踏まえて検討しろという話が、まさに宿題になっているので、●●構成員も言われたような話のマイナンバーカード、マイナンバー制度ででき得ることで見直していく。免許証がいきなりできるかどうかは、正直すぐに私もわかりませんが、その他の各種の資格、国家資格は200ぐらいありますので、そういうものはもうちょっとオンライン的な、遠隔リモート学習というのですかね。民間企業では結構やっていると聞きますので、それもそのとおりなのかな。KPIにするには、また、一工夫しないといけないのですけれども、そういうように思いました。

以上です。

○主査 今の話にすると、これまでの、この前進の会も、私はこの手の規制改革を一体何年やっているのかと勝手に思っていますが、今まで本人確認を言いわけにしてというか、理由にして、できませんと回答をしてきたものが相当数あるので、このあたりが今、我々がもう一回レビューしてがっと進めるものの一つの目のつけどころなのではないかと思えます。

講習の話が、確かに今まで本人確認ができないからできないと言われていたものの、とても大きいものなので、それの中で、これができたのだから何ができるのかという観点で、もう一回洗い直すというのは、とても大事ではないかなと思います。

○構成員 先ほどの●●構成員のAPIの話は、私も大賛成で、ただ、この資料を見ていると、APIに対する捉え方がまだちょっと弱いかと思いました。資料1-1の3ページの絵が比較的わかりやすいと思います。「今後の行政手続IT化の基本的方向②（案）」の整理はすごくいいと思いますが、行政の自前主義から脱却できていないと思います。特に、フロント部分は、行政間で連携するのではなくて、さっき●●構成員も言われたように、もう民間に任せるべきだと思います。

行政のフロントを民間がやるのではなく、民間サービスの中に行政サービスも組み込んでもらうという発想に立つべきだと思います。これなら、画期的・効率的なサービス体験の提供がひょっとしたらできるかもしれない。行政だけで考えていると難しいですが、民間のこのサービスに、ここで行政の手続もできるという形になると可能性が出てくる。自前主義からの脱却とAPIのフル活用についてはもっと強く押し出したいと思います。例えばふるさと納税は、民間のサービスで利用が加速したと思います。

もうひとつ、具体的にできそうな例として、国保未加入問題への対応があると思います。企業をやめた人が国保に入らないままの状態です。医者に行って初めて入っていないこ

とがわかる。企業をやめたという情報が自治体に届かないから、自治体が国保加入の案内を当事者に送れないのが原因です。企業をやめると離職情報が企業からハローワークに行きます。ハローワークから自治体情報が流れれば、自治体は国保に入ってくださいという案内を送れる。これだと比較的、余り大きなシステム改修も制度改修もなしで、自治体の人も喜ぶし、国保未加入の問題も、なくなるのかなと思います。細かい点の検討は必要ですが、検討する価値はあると思います。

今の2点です。

○主査 ありがとうございます。

お願いします。

○構成員 細かくなり過ぎるので言わなかったのですけれども、例えば資料の中にあったNACCSとか、そういうものについては、現在、利用されている方はいいのですけれども、それをさらに利用したほうが全体の効率が高まるようなシステムというのがたくさんあるわけですね。NACCSなどは、港に出入りするトレーラーの運転者さんが使えるのであれば、こんなにいいシステムはないのですけれども、料金の問題とかいろいろありまして、使いにくいとか、あるいは実際には使えないとか、使っている地域もありますけれども、そういう全体効率の問題が個々のシステムでもたくさんあるので、ただ、NACCSは行政手続ではないと言われてしまうとそれまでなので、資料の中にあったので一つ申し上げておきたいと思いました。

あと、国家公務員の皆さんがマイナンバーカードを身分証明書として使っておられるのですが、民間で使えと言われても、規格が合いませんという一言で終わってしまうような事態もあって、これは何とかすると手続関係や何かのところも、変えると余計使いにくくなるのかもしれないのですけれども、やりようがあるのではないかという気はいたしました。

○IT総合戦略室 今の身分証が民間企業では規格が合わなくて使えないというのが、もし具体的に何かあったら、後で構わないのですが、FeliCa云々の話以外にもあれば、カードの仕組みで。

○構成員 FeliCa云々のお話でございまして、ちなみに私が入っている経団連のビルでは恐らく入れないという話だと思います。

○副政府CIO FeliCaか、タイプBかという話です。

○構成員 資料1-3の4ページの左側の「産業界からの規制緩和要望」に「『特別徴収税額の通知』の電子データを正とする」という話がありますが、これは地方税の税額決定通知のことですね。

以前、税額決定通知の電子送付を検討した際、首長印の電子署名が課題になりました。総務省の見解では制度的には可能だが、電子署名を従業員が確認できないという問題がありました。ただ、当時に比べて、今はスマホがこれだけ普及しているので、従業員のスマホに送れば、税額決定通知の首長の電子署名は確認できるかもしれない。それなら、これ

は比較的实现しやすいのではないかと思います。

この税額決定通知は、企業にとって結構な負担になっていますので、改善効果は大きいと思います。これも検討の俎上に上げるといいと思いました。

○構成員 ちょっとだけ補足です。経団連さんのおっしゃっているところだと思うのですが、私の認識では、電子データでも送られてくる上に、紙でも送られてくると。紙のほうが正で、電子データが副である。しかも、その両者が間違っていることがままあるということで、事務負担が非常に大きいというように理解しております。

○構成員 御指摘のとおりです。

○構成員 皆さんの議論とは、またちょっと違う点を指摘させていただきたいと思います。経済成長やイノベーションの促進という意味では、プロキュアメント、どのようにベンダーさんに構築してもらうかというのは重要だと思うのです。例えばRFP（提案依頼書）ですが、例えば海外でうまくいっている事例ですと、韓国なんかではそうだったのですが、逆にアントレプレナー（起業家）たちを育てることに基軸を置いて、政府からRFPを出したと言っていました。ビッグデータが集まってくることで、大企業が、これから第4次産業革命に向けて、いろいろなイノベーションを促進することも可能でしょうし、一方でやはり起業家たちを育てるということがあっていい。その上にみんなで大きなプラットフォームを構築してもらうなど、いろいろなアイデアというのはあり得ると思います。先ほど汎用性のあるAPIをとという話がありましたが、グローバルで、今、勝ち組と言われているようなクラウドのプラットフォーム、もしくはアプリケーションが使用されている現実があるとすると、今後、必ず出てくるビッグデータのグローバル連携が必要だというときに、我が国だけが日本特有のパッケージを使っていて連携はできませんということがないように視野を広く持つことが必要です。日本が、第4次産業革命で、イノベーションで、もう一度テクノロジーで世界的な競争力をつけていくとするとしたらという前提なら必要なことです。具体的には民間のITリーダーの企業の方々を入れて話をすすめるのだろうと思いますが、そこは考えていただけたらなと思います。

○主査 ありがとうございます。

大分時間が来たので、よろしいでしょうか。

きょういただいた宿題を少しおさらいたしますと、アクションプランをこれからつくっていくに当たっての基本的視座については、ここで出された3つに加えて、3つというのは、つまりデジタルファースト、ワンストップ、ワンスオンリーに加えて、予測可能性という表現をしていただきましたけれども、透明性とか不確実性を減らすことにより企業側のコストが下がるとか、そんな視点をちょっと踏まえてもらえるというような観点で、それから既存の процедуруを改善するという視点ではなくて、実現したい利便性を意識して、全体のストーリーを構築してほしい。ただ、これはひょっとすると、手続という中にもう一度落とし込み直せるのかもしれないけれども、やはり考え方を出すに当たっては、そのような考え方によって行ってほしい。

それから、もう一個、APIです。一体誰が、そのサービスを提供するのかという中で、官で全てやるというのではなくて、民間事業のオペレーションの中に、むしろ官の要素が入り込んでいるというイメージが、これはきっと相当いろいろな大変な話があるのもわかった上で、あえて言っているのですけれども、そういうようなことも踏まえて実現すべきことを考えたらどうかというフィードバックをいただきつつ、先ほど副政府CIOは謙遜して、10のうちの1とかおっしゃいましたけれども、できた1というのは、かなり大きな1ができてきていることも事実です。少なくとも官の中だけでもバックヤード連携ができるようになったというのは、これを実現するので一体何年、こういう会議を何回やったでしょうというぐらいやって実現できてきたもので、これによって得られる、実現できるであろうことというのを確実に物にしていくというのが重要だということもありますので、この辺のことについて、しっかりと捉えて、実現するようなアクションプランにはしたいです。ただ、その中で余り各論ばかりではなくて、もっと先の展望も忘れないでというぐらいが、いただいた宿題なのかなと理解しましたけれども、この宿題をどうやってやるのでしょうか。

○IT総合戦略室 もしよろしければ、事務局のほうで、本日いただいた宿題を踏まえてちょっと考えさせていただいて、また個別に御相談をさせていただきたいと思っています。できれば、次回は1月くらいに、また開催をさせていただけるといいのかなと。

○副政府CIO 個別に御相談をさせていただいたほうがいい感じはしますね。個別に議論をさせていただきたいと思います。

○主査 スケジュール感のことを、とりあえず、年内にもう一回やるということをお願いしたのですが、そこら辺はどうしますか。

○IT総合戦略室 もしよろしければ、個別に回りますので、次回は、1月くらいはどうかと事務局では考えておりますが、いかがでしょうか。

○主査 宿題をこなして、いろいろと議論をさせていただいた上で、最終的にどの問題に、どう取り組んでいくかという具体的なイメージが、どこかで出てこないといけないかと思えますので、慌て過ぎず、一呼吸、そんな感じで行くということによろしいですね。

これで議題の2に大分入り込んでしまったわけですが、議題2「今後の進め方」は、それぐらいでよろしいですか。

○IT総合戦略室 何も書いておりませんが、資料2でございます。

次回、第3回でございますけれども、初めは12月もありかなとは思っていたのですが、ちょっと本日の議論も経て、個別に御相談ということも踏まえて、次回はできれば1月ごろということをお願いしたいと思っております。個別には、日程は、また、事務的に御相談をさせていただければと思っております。それ以降は、いずれにせよ規制改革推進会議等と一緒に議論、連携をしながら、年度末を想定するものですが、進めていきたいと思っております。

○主査 それでは、何か、最後に御発言がなければ、もう締めて大丈夫ですか。

それでは、第2回「規制制度改革ワーキングチーム」を終了したいと思います。

事務局からの連絡はもうやっていたので、議事録公開とか。

○IT総合戦略室 いつものごさいますけれども、本日の資料につきましては全て公開ということで、あとは会議の議事録につきましては、皆様の確認をいただいた上で公開ということにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○主査 ありがとうございます。